

木更津市広告掲載基準

制定 平成20年7月1日

改定 平成30年12月5日

(趣旨)

第1条 この基準は、木更津市広告掲載に関する要綱第3条第3項に規定する基準として定めるものであり、広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(一般的基準)

第2条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度が高い情報であり、消費者の誤解を招き、又は与えるものであってはならない。

(広告媒体ごとの基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(掲載基準)

第4条 次の各号に定めるものは、広報媒体に掲載しないものとする。

(1) 次のいずれかに該当するもの

ア 差別、名誉毀損のおそれがあるもの

イ 法律で禁止されている商品又は無認可商品、粗悪品及び不適切なサービスを提供するもの

ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの

エ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの

オ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

カ 国内世論が大きく分かれているもの

キ 市の事業の円滑な遂行に支障をきたすもの

(2) 消費者保護の観点から、次のいずれかに該当するもの

ア 大げさな表現や根拠のない表現（世界一、日本一、一番など）

イ 射幸心を著しくあおる表現（今しかない、最後のチャンスなど）

ウ 人材募集広告については、労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令を遵守していないもの

エ 国家資格に基づかない者が行う療法等

オ 責任の所在が明確でないもの

カ 広告の内容が明確でないもの

キ 国、地方公共団体、その他公共機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から、次のいずれかに該当するもの

ア 広告の内容と無関係で必然性のない水着姿又は裸体姿。ただし、出品作品の一例など、表示する必然性がある場合には、その都度適否を検討するものとする。

イ 暴力や犯罪を肯定又は助長するような表現

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブル性を肯定するもの

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(広告表示内容に関する個別の基準)

第5条 当該広告を所管する課等の長は、掲載の都度、次の各号に規定する広告表示内容に関する個別の基準に従い、確認、審査するものとする。

(1) 語学教室

1か月で確実にマスターできる等の安易さや、授業料・受講料の安価さを強調する表示は使用しない。

(2) 学習塾・予備校（専門学校を含む）

ア 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。

イ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは記載しない。

(3) 外国大学の日本校

「この大学は、日本の学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学ではありません」という主旨を明確に表示する。

(4) 資格講座

ア 受講する資格の内容を明記すること。あたかも国家資格であるといった誤解を招くような表示はせず、「この資格は国家資格ではありません。」という主旨を明記する。

イ 講座受講だけで資格が取得できるような誤解を招かないように、「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」など、資格取得に必要な事項を表示する。

ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としたものは掲載しない。

エ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

(5) 病院・診療所・助産所など（イ以降は次の(6)に対しても適用する。）

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5又は第6条の7及び獣医療法（平成4年法律第46号）第17条の規程の範囲内で表示すること。

イ 提供する医療の内容が、他の医療機関等と比較して優良である旨の表示をしてはならない。

ウ 提供する医療により、疾病等が完全に治癒する等その効果を推測的に表示してはならない。

エ 写真については、病院の全景や当該医療機関が保有している医療設備、機器の写真等、医療に密接に関わるものは、広告できない。

オ マークを表示することは可能であるが、必ず文字を併記しなければならない。また、赤十字のマークや名称を自由に用いることはできない。

(6) 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復）

ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告しない。

イ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は、表示してはならない。

(7) 介護保険法（平成9年法律第123号）に定めるサービス・その他高齢者福祉サービス等

ア 介護サービス全般（介護老人保健施設を除く）については、保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招くような表示はしないこと。また、広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限ること。なお、その他サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はしない。

例：木更津市事業受託事業者 等

イ 有料老人ホームについては、厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指針」及び別表

「有料老人ホームの類型及び表示事項」を遵守し、所管都道府県の指導に基づくものとする。また、公正取引委員会の「有料老人ホームに関する不当な表示」（平成16年公正取引委員会告示第3号）に抵触しないこと。

ウ 有料老人ホーム等の紹介業については、広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者

名、所在地、連絡先、担当者名等一般的なものとするほか、その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はしない。

エ サービス付き高齢者向け住宅については、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成

13年法律第26号）第15条及び「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第22条第一号の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める表示についての方法」（平成23年厚生労働省・国土交通省告示第5号）に規定する事項を遵守していること。

オ 介護老人保健施設については、介護保険法（平成9年法律第123号）第98条に規定

する内容以外は、表示してはならない。

(8) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）

ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）（以下、「薬機法」という。）第66条から第68条の規定及び厚生労働省の医薬品等適正広告基準の規定並びに各法令の所管行政庁の通知等に定められた規定を遵守し、掲載する。

イ 医療機器については、厚生労働省の承認番号を記載すること。

(9) 健康食品、保健機能食品、特別用途食品

ア 健康増進法（平成14年法律第103号）第31条、薬機法第68条、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第20条並びに各法令の所管省庁の通知に定められた規定を遵守し、掲載する。

イ 健康食品は、医薬品と誤認されるような機能・効果について表示できない。

例：1日3回、毎食後3錠お飲みください。（服用に関する表示）

生活習慣病の予防に。（効果・効能の表示）

疲れ目を治します。（特定部位への効果の表示）

「延命の素〇〇」、「漢方秘伝〇〇」（医薬品と紛らわしい表示）

ウ 食品については、食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく食品表示基準に基づいて表示すること。

エ 保健機能食品及び特別用途食品については、広告内容が国及び法令により認められる表示事項の範囲内であること。かつ、法令等により定められている表示すべき事項が掲載されていること。

(10) 弁護士、司法書士、行政書士、税理士、公認会計士等

ア 各業に関する法令及び監督団体等の定める広告規制に抵触する内容ではないこと。

例：たちどころに解決します。

イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業内容等に限定し、顧問先、又は依頼者名（同意書がある場合を除く）は表示しない。

(11) 旅行業

ア 広告主の旅行業者又は旅行業者代理業者は、日本旅行業協会又は全国旅行業協会の会員に限るものとし、登録番号、所在地、補償内容を明記する。

イ 不当表示に注意する。

例：白夜でない時期の「白夜旅行」や、行程にない場所の写真等の掲載。

(12) 通信販売業

特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第11条に規定する事項を掲載しなければならない。

(13) 雑誌、週刊誌等

ア 適正な品位を保ったものであること。

イ 見出しや写真的的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。

ウ 性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真）がないものであること。

エ 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。

オ タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。

カ 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、

不快の念を与えないものであること。

キ 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。

ク 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。

(14) 結婚相談所、交際紹介業

ア 日本結婚相手紹介サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。

イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(15) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

イ 主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）する出版物の広告は、掲載しない。

(16) 募金

厚生労働大臣または都道府県知事の許可を得たもので、そのことを明記する。

(17) 質屋、チケット等再販売業

ア 個々の相場、金額等は表示しない。

例：○○のバッグ 30,000 円、航空券 東京～福岡 15,000 円

イ 有利さを誤認させるような表示はしない。

(18) トランクルーム及び貸し収納業者

ア 「トランクルーム」は国土交通省の「優良トランクルーム」の認定を受けた事業者であることが必要。また、認定を受けている旨及び認定番号を表示する。

イ 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示する。

「当社の○○は、倉庫業法（昭和31年法律第121号）に基づくトランクルームではありません。」等

(19) 人材募集広告

ア 労働基準法等関係法令を遵守していること。

イ 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあっ旋の疑いのあるものは掲載しない。

ウ 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

(20) 不動産事業

ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。

イ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。

ウ 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。

エ 契約を急がせる表示は掲載しない。

例：早い者勝ち、残り後わずか 等

(21) 墓地等

都道府県知事又は市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。

(22) 映画、興業等

ア 暴力、とばく、麻薬及び売春等の行為を容認するような内容のものは掲載しない。

イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。

ウ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。

エ 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。

オ ショッキングなデザインは使用しない。

カ 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。

キ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。

(23) 古物商、リサイクルショップ等

ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を得たもので、そのことを明記する。

イ 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を得ていない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はしない。

例：回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄 等

(24) ウィークリーマンション等

営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を得たもので、そのことを明記する。

(25) 金融商品

ア 投資信託等については、将来の利益が確実・保証されているような表示はしないほか、利益について記載する場合は必ず予想に基づくものであることを明記する。また、元本が保証されない等のリスクを、明記すること。

イ 商品先物取引及び外国為替証拠金取引（FX）等については、監督行政庁等の許可・登

録等の商品取扱いに必要な資格を持った事業者であり、名称や登録番号、業界団体会員であることを必ず明記すること。また、利益保障がないこと及び損失が生じる可能性があること等のリスクを、わかりやすく明示するほか、安全性や有利性等を強調し、いたずらに投機をあおるものでないこと。

ウ その他金融商品については、当該金融商品の内容に応じ、本号ア及びイの規定を準用すること。

(26) その他、表示について注意を要するもの

ア 割引価格の表示については、その根拠を明確に表示する。

例：「メーカー希望価格の10%引き」

その際、宝石の販売のようにメーカー希望価格がないものがあるので、注意する。（公正取引委員会に確認の必要あり。）

イ 比較広告（根拠となる資料が必要）

主張する内容が客観的に実証されていること。

ウ 無料で参加、体験できるもの

費用が別途かかる場合には、その旨明示する。

エ 肖像権・著作権等の使用については、無断使用がないか確認する。

オ 広告主の所在地及び連絡先を明確に表示する。特に、電話番号は市外局番を含む固定電話番号とし、携帯番号、PHS及びIP電話のみの表示は不可とする。

カ アルコール飲料については、未成年の飲酒禁止の文言を必ず表示しなければならない。

また、未成年の飲酒を誘発するような文言及びデザインを表示してはならない。

キ 個人輸入代行業等の個人営業広告については、必要な資格の取得状況や事務所の所在地等の実態を確認すること。

ク ネーミングライツ事業により表示する愛称については、日本語又は英語（アルファベット）により表記可能なものとする。（企業ロゴ、マーク等は除く）

(27) その他、広告として掲載することが不適当であると認められるもの
(個別の要領)

第6条 この基準に規定するもののほか、広告印刷物等の性質に応じて必要な場合には、広告内容およびデザイン等に関する個別の要領を設ける。